

経

営

情

報

2026年6月

NO.447

# 令和8年度税制改正のポイント

本号では、令和8年度（2026年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正内容

1. 大胆な投資促進税制の創設
  2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等
- 【トピックス】少額減価償却資産の特例の拡充



(注) 本号に掲載されている税制情報は、発行時点のものです。最新の情報は国税庁のホームページまたは所轄の税務署窓口でご確認ください。

## 1. 大胆な投資促進税制の創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制が創設されました。

対象業種	原則全ての業種を対象			
対象者	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者			
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ※投資計画期間中の総額</li> <li>● 投資利益率水準：15%以上</li> <li>● 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）</li> </ul>			
	機械装置	単価160万円以上	構築物	単価120万円以上
	工具 器具備品	単価40万円以上かつ 取得総額120万円以上	ソフトウェア	単価70万円以上
	建物附属 設備	単価60万円以上かつ 取得総額120万円以上	建物	単価1,000万円以上 (増築、改築、修繕または模様替を含む)
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） ▶ 控除上限：法人税額の20%</li> <li>● 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） ▶ 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能</li> </ul>			
税制措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。			



**Point!** 「既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する」ことを目的としており、①制度の対象となる投資に上限額を設けていない、②建物の即時償却を認めている といった点が特徴として挙げられます。

**【参考】 中小企業経営強化税制**

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却または取得価額の10%（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）の税額控除が選択適用できるものです。

設備の種類 (価額要件)	建物及び その附属設備 (1,000万円 以上)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (40万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
税制措置	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>生産性向上設備（A類型）</b>      <b>収益力強化設備（B類型）</b>            生産性が年平均1%以上向上      投資利益率7%以上のパッケージ投資</p> <p><b>経営資源集約化に資する設備（D類型）</b>            修正総資産利益率または有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資</p> <p><b>【措置内容】</b>            法人税（※1）について、即時償却または取得価額の10%（7%※2）の税額控除</p> </div> <div style="border: 1px solid pink; padding: 5px;"> <p><b>経営規模拡大設備等（E類型）</b>            売上高100億円超を目指すロードマップの作成等</p> <p><b>【措置内容】</b>            法人税について、即時償却または取得価額の10%（7%※2）の税額控除            ただし、建物及びその附属設備は特別償却15%（25%※3）            または取得価額の1%（2%※3）の税額控除</p> </div>				

- ※1 個人事業主の場合には所得税
- ※2 資本金3,000万円超の法人の場合
- ※3 建物及びその附属設備の特別償却または税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の雇用者給与等支給額が前年度と比較して2.5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却15%または税額控除1%となり、前年度と比較して5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却25%または税額控除2%となる。

**〔E類型要件の補足〕**

- 投資利益率が年平均7%以上
- 売上高100億円超を目指すロードマップの作成
- 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- 前年度売上高10億円超90億円未満
- 最低投資額1億円 または 前年度売上高5%以上
- 賃上げ率2.5% または 5.0%以上 等

※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。

〔手続きフロー〕 中小企業庁HP：

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka\\_zeisei.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html)



Point!

- ▶ **投資総額が5億円以上で、特に建物への投資額が大きい場合には、**大胆な投資促進税制のほうが特別償却及び税額控除のいずれも有利となっています。
- ▶ 一方で、**資本金3,000万円以下の会社で、機械装置への投資額が大きい場合には、**中小企業経営強化税制のほうが税額控除の控除割合が有利となっています。
- ▶ 売上が90億円未満であって、「100億宣言」をすることにより中小企業成長加速化補助金（補助上限5億円、補助率1/2）を活用した設備投資を検討している場合には、Eタイプの適用要件も同時に満たす可能性があります。

## 2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

新技術の開発や改良、研究開発を後押しするため、法人税から、試験研究費の額に税額控除割合（12%～17%）を乗じた金額を控除できる制度です。控除できる金額は、原則として、法人税額の25%が上限です。

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、「**繰越税額控除制度（3年間）**」が創設されるとともに、**増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せ**について、**時限措置の3年間の延長**が行われました。

適用対象者	以下（1）～（4）の中小企業者等（※） （1）資本金または出資金の額が1億円以下の法人 （2）資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 （3）常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等 （4）農業協同組合等
-------	--

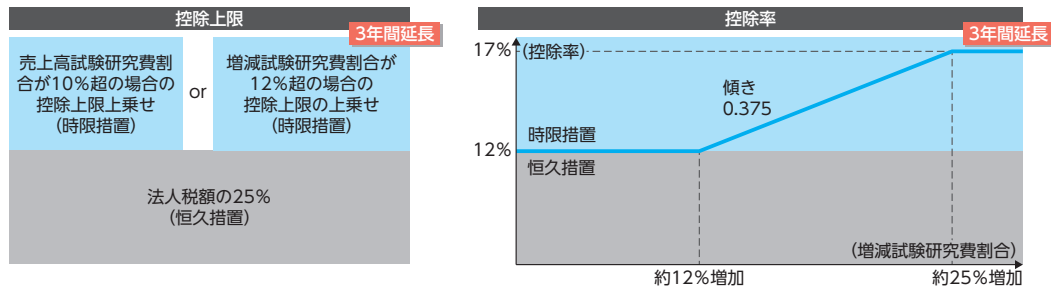
※ 資本金もしくは出資金の額が1億円超等の大規模法人に発行済み株式または出資総数・総額の1/2以上を所有されている法人、大企業の子会社等、適用対象者にならない場合があります。

### 試験研究費とは

（1）製品の製造等に係る試験研究費	製品の製造もしくは技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用で、下記の（1）～（4）が該当します。 （1）試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費 （2）試験研究のために外部に支払う委託研究費 （3）技術研究組合に支払う賦課金 （4）試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費
（2）サービス開発に係る試験研究費	対価を得て新たな役務の開発（サービス開発）に係る試験研究のために要する費用で、下記の（1）～（3）が該当します。 （1）試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専ら従事する情報解析専門家に対するものに限る）及び経費 （2）試験研究のために外部に支払う委託研究費 （3）試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費

## 時限措置の延長 「控除上限と控除率」

改正概要 【時限措置の適用期限：令和11年3月31日まで】



## 創設 「繰越税額控除制度（3年間）」

一時的に赤字となっても継続的な研究開発を促すため、繰越税額控除については、その適用を受けようとする事業年度の試験研究費の額が、比較試験研究費（適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額）を超える場合に限り適用を可能としています。



Point!

この税額控除制度における試験研究には、基礎研究、応用研究だけでなく工業化研究も含まれています。また、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための試験研究の場合も、当該税制の対象となります。

したがって、研究所があるような会社でなくても、試験研究費に係る税額控除制度を適用することが可能ですが、試験研究に係る材料費、人件費、その他経費、減価償却費等を小まめに集計しておく必要があります。

## トピックス

### 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充

物価高騰等を背景に、適用対象となる減価償却資産の取得価額が、30万円未満から40万円未満に引き上げられます。ただし、取得価額の合計が300万円までという適用上限額は変わりません。なお、適用対象法人の範囲が狭まり、従業員数400名以下(改正前：500名以下)の中小企業者が対象となります。

改正概要 【適用期限：令和11年3月31日まで】 赤字が改正箇所

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	40万円未満	全額損金算入（即時償却）

← 合計300万円まで

- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（※）は300名以下が対象。
  - 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。
- ※資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

(出典)

- ・令和8年度 経済産業関係 税制改正について（経済産業省）
- ・令和8年度税制改正（令和8年4月発行）（財務省）

（公認会計士・税理士 有田 賢臣）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー（一部未掲載号有り）を閲覧いただけます（右記二次元コードからアクセス可能です）。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。